



女性の困難をワンストップで 女性総合相談支援をスタート

豊中市は、女性への支援を拡充するため、令和6年(2024年)4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(いわゆる女性支援新法)をふまえ、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(玉井町1-1-1-501)内に新たな相談窓口を開設します。さまざまな悩みを抱える女性から電話・メールで相談を受け付け、面談(予約制)なども実施し必要な支援へつなげます。また、必要に応じて他の相談・手続きの窓口や支援機関への同行などの伴走型支援も行います。

女性総合相談支援窓口の概要

- 開設日：令和6年(2024年)5月2日(木)
- 受付日時：月曜・火曜・木曜・金曜・第2土曜日(祝・休日・年末年始を除く)9時~17時
- 対象：豊中市在住の女性
- 電話相談：06-4866-6822
- メール相談：相談メールフォームにて対応

詳しくは市ホームページをご覧ください。

<市ホームページ>

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/zyoseisougou.html

【報道機関からの問い合わせ先】

市民協働部人権政策課 担当：土田・小林

TEL：06-6858-2654

E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp